

第 374 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 9 月 7 日 14 時 00 分～14 時 55 分
2. 開催場所 対馬振興局本館 会議室
3. 通知年月日 令和 3 年 8 月 31 日
4. 告示年月日 令和 3 年 8 月 31 日
5. 出席者
(委 員) 植木 忠勝、水主川 澄男、豊田 功己、二宮 昌彦、船津 博也、
部原 政夫、阿比留 和秀、神田 満男、川本 治源、吉田 栄
(事務局) 森川事務局長、永井事務局次長、大崎係長
(県) 漁業振興課漁業調整班 伊藤主任技師
6. 欠席者 なし
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)
第 2 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期
間について (諮問)
第 3 号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等
の公示の内容を定める諮問の手続きについて (諮問)
9. その他
10. 議事

(14 時 00 分 開始)

事務局 ただ今より、第 374 回対馬海区漁業調整委員会を、開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、定員 10 名中、10 名の委員が出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、第 2 号議案、第 3 号議案を説明するため、漁業振興課から担当者がリモートで出席いたします。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「吉田委員」と「豊田委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、第 1 号議案 長崎県資源管理方針の変更について (諮問)、第 2 号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について (諮問)、第 3 号議案 小型いかつり漁

業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問)、その他となっております。

それでは、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます、その後資料に基づき説明いたします。

(諮問文朗読)

(概要説明)

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長

他にご意見等ございませんか。

ご意見等ないようですので、第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)は、諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することよろしいですか。

委 員

異議なし。

会 長

ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長

続きまして、第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきます、その後資料に基づき説明いたします。

(諮問文朗読)

なお、内容については漁業振興課の担当が説明します。

漁業振興課

(概要説明)

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

神田委員

中型まき網漁業ですね、この操業区域の対馬海区令和2年ということで、これ去年定めてあるんですかね。前は昭和25年ということで、ただ番号が

違うだけでこういった書き方だったんですかね。この定義というか前とどのように変わったのかと、去年定めてあるようなので分ければちょっと教えていただきたい。

漁業振興課 令和 2 年農林水産省告示第 1278 号に定める海域につきましては漁業法改正にともないまして、修正となっておりますが、対馬海区の定義につきましては、対馬市沿海ということで書き振りについては変わっておりません。農林水産省の告示が漁業法の改正に伴って新しくなっているところでございます。昭和 25 年の定義が変わったということではございません。

神田委員 去年定めてあるけれども以前と基本的には変更ないということですね。

植木委員 対馬海区漁業調整委員会の指示の中に水中で使用する集魚灯を使用してはならないとあるが、出力が制限内でも違反になるか。
これは、どういう意味でこういう規則が決まったのか。

漁業振興課 水中灯の使用につきましては従前からこの規定でございまして、ほかの海区別のキロワット制限とは無関係にいか釣り漁業においては、基本的に水中灯は使用できないように元々なっております。今回変えたものではございません。

植木委員 分かりました。
それと、いか釣りとはちょっと違うかもしれないが、いか釣りをしてヨコワを釣る人で、水中灯を使う人がいるが、この場合罰則はあるか。

漁業振興課 小型いか釣り漁業につきましては、5 t 以上 30 t 未満の船舶によっていかを釣りでとることを目的とする漁業でございますので、とる目的自体が別の魚種であれば、このいか釣り漁業の集魚灯の規定は無関係になります。

植木委員 じゃあ問題ないということですね。

漁業振興課 その解釈で結構でございます。

植木委員 はい分かりました。

会 長 他にご意見等ございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、第2号議案新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について（諮問）は、諮問原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第2号議案については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第3号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて（諮問）を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文等がきておりますので、朗読させていただきまして、その後資料に基づき説明いたします。
漁業振興課 （諮問文朗読）
 なお、内容については漁業振興課の担当が説明します。
 （概要説明）

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 他にご意見等ございませんか。ご意見等ないようですので、第3号議案「小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて（諮問）」は、諮問原案のとおりとして差し支えない旨、答申することによろしいですか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第3号議案については、諮問原案どおりとして差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。
 続きまして、「その他」といたします。

会 長 委員の皆様、県から何かございませんか。

会 長 それでは、以上をもちまして、第374回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

(14時55分 終了)